

厚 生 ス タ デ イ ガ イ ド

共 通

幹部候補生学校

経理補給科

目 次

I	厚生	の概要	1
1	厚生	の意義	1
2	国	の厚生施策	1
3	防衛	庁における厚生施策	3
II	共済	組合	6
1	共済	組合制度の概要	6
2	短期	給付事業	7
3	長期	給付事業	10
4	福祉	事業	15
III	退職	手当	17
IV	公務	災害補償	19
1	公務	災害補償の意義	19
2	公務	災害の認定基準	19
3	公務	災害認定手続	21
4	補償		30

I 厚生 の 概 要

1 厚生 の 意 義

「厚生」とは、人間の生活を健康で豊かなものにするという意味であり、国民の権利の1つとして憲法にも保障されている。

すなわち、憲法25条によれば「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉 社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」とされており、国民の1権利としての保障のみでなく、それに対する国の積極的活動 いわゆる厚生諸施策をも義務づけている。

2 国 の 厚 生 施 策

この憲法25条の規定に基づき、国は種々の厚生施策を行なっているが、その主力を占めるものは、一般に「社会保障」と呼ばれるものである。

社会保障とは、なんらかの理由により自立の困難な人々に対し、公的負担あるいは相互負担の方法によつて、その自立を助成しようとするもので、現在、次のような内容のものから成っている。

(1) 生活保護

生活に困窮するすべての国民に対してその困窮の程度に応じて国が必要な保護を行なうもので、「生活保護法」のもとに国及び地方公共団体が協力して実施している。

(2) 社会福祉

生活力が弱くハンディキャップを背負っている児童、老人、心身障害者等の援助を目的とするもので、「社会福祉事業法」「児童福祉法」「老人福祉法」「身体障害者福祉法」等の法律に基づき実施されている。

「母子福祉法」

(3) 社会保険

社会保険とは、病気、老令、失業などによる個人の生活のリスクを相互にカバーしあうことを目的とするものである。わが国では、昭和2年の「健康保険法」の実施以来、各方面で整備が進んだ結果、36年には国民皆保険と皆年金とが達成された

現在では、医療、年金、失業、労災の4種の社会保険が確立しており、わが国社会保障制度の重要な一分野を形成している。

[参 考]

医療保険制度一覽

区 分	対 象 者	給 付
健康保険法	一般被用者 2,100万人	本人10割 家族 ⁷ / _割
日雇労働者健康保険法	日雇労働者 105	
船員保険法	船 員 30	
国家公務員	国家公務員 115	
公共企業体等職員	公共企業体役職員 80	
地方公務員	地方公務員 210	
私立学校教職員	私立学校教職員 17	
国民健康保険法	一般国民 4,300	7 割

年金保険制度一覽

区 分	対 象 者	給 付
厚生年金保険法	一般被用者 $\frac{2,309}{2,000}$ 万人	20年以上 60才(女 55才)から
船員保険法	船 員 $\frac{25}{30}$	15年以上 55才から
各共済組合法	組 合 員 $\frac{5.7}{30}$	20年以上 55才から
国民年金法	一般国民 $\frac{2,448}{2,200}$	25年以上 65才から

(4) 保険衛生

病気治療のための医療保険制度に対し、病気の予防を行ない広く国民健康の増進を図ろうとするものが、この保険衛生施策であり、主要なものに結核対策、精神衛生対策、原爆被爆者対策、保健医療施策整備等がある。

以上のような諸施策を国が行なうための費用、いわゆる社会保障関係費は、昭和46年度において国家予算の14%を超える1兆4千億円近い巨額のものとなつてはいるが、西ヨーロッパ諸国と比較すると、なお低い水準にある。しかし、これについては、年金制度の歴史が浅く、また本格的な給付期に至っていないこと、社会保障の主要な対象である老人層の割合が低いこと等の事情を考慮する必要がある。

今後、西ヨーロッパ型の高率給付を指向するか否かは、政策的な問題であるが、高率給付は同時に高率の社会保険負担か租税負担を伴うことを忘れてはならない。

3 防衛庁における厚生施策

防衛庁における厚生施策は、国費による諸種の厚生活動と共済組合の行なう各種事業とを両輪とし、さらに職員生活協同組合と防衛弘済会の事業をあわせて行なわれているが、これらの施策は憲法25条の精神に基づくとともに、自衛隊の任務の特殊性に即応させることを主眼として運営されている。すなわち、自衛官は陸海空いずれの場合も、その任務の特殊性から常時勤務の態勢にあり、原則として集団生活をし、部隊活動を建前としているため、志気の高揚に留意し、隊員が後顧の憂いなくその任務を遂行できるよう配慮しているものである。

しかしながら、国が行なう厚生施策は、予算面で他省庁と同様の扱いを受け、自衛隊の特殊性というものが考慮されているとはいえ、十分な施策ができない状態にある。

(1) 国費による厚生活動

これは、国家公務員に対する国の施策を考えてよいものであり、そのほとんどが法律をもつてなされている。

- ア 国家公務員退職手当法 ……………後述
- イ 国家公務員災害補償法 ……………後述
- ウ 国家公務員宿舍法
- エ 職員厚生経費

特に法律の定めはないが、「職員厚生経費」という科目をもつて予算が配分され、営内環境、娯楽室、運動用具等の整備、レクリエーション等の諸行事に対する支出が認められている。

[参 考]

- ① 47年度職員厚生経費（海上自衛隊分）101,694千円

（人単約 $2,000$ 円）
 $2,200$

- ② 国からの厚生経費と同趣旨の費用として、共済組合の利益金から人単約430円（厚生経費）、及び防衛弘済会から人単 100 円（文化助成費）
 200
がある。

HP『海軍砲術学校』公開資料

(2) 共済組合 ……………後述

(3) 防衛弘済会

共済組合は、国の法律に基づくもので、その性格上、事業には一定の限度があり、その欠点を補う意味で設立されたのが防衛弘済会である。すなわち、隊員による自発的任意団体として、相互扶助の精神に基づき協力援護しあうことによつて相互の福祉増進を図り、もつて隊員が安心して職務に従事できる態勢をつくることを主眼としたものである。

現在行なっている主な事業は、次のとおりである。

- ア 弔慰金……………死亡(¹⁰⁰~~45~~万円)、廃疾による退職(最高¹⁰⁰~~45~~万円)
- イ 記念品……………退職隊員(500～10500円)
- ウ 結婚祝品……………²⁰⁰⁰~~1000~~円相当
- エ 文化助成費(人単200円)
- オ 防衛思想の普及事業等

(4) 防衛庁職員生活協同組合(火災共済)

隊員が協力して資金を出し合い、火災により被害を受けた組合員に共済金を給付する目的で設立されたものである。

民間の火災保険と比較して掛金が低く、剰余金は割戻し金として還元される。

出資金	1口	100円
掛金	^{1口} 1年間	150円
共済金	1口につき	全焼10万円 最低2万円

II 共 済 組 合

1 共済組合制度の概要

国家公務員共済組合は、国家公務員とその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とするもので、相互救済を建前として短期給付及び長期給付並びに福祉事業を行なう社会保険的性格を有する制度である。

組合は、各省庁ごとに設けられ現在25組合あるが、防衛庁共済組合は、組合員が国土防衛という特殊な任務を有する武装集団で、しかもその60%以上が管内居住者という著るしい特徴を持つており又、非現業共済組合においては、最も規模の大きいものである。

なお、共済組合は、前述のとおり、相互救済を建前とするものであるが、その健全な運営と発展のため、国は各種事業に要する費用の約半額を負担しているほか諸種の援助を行なっている。

以後の説明において使用される用語の定義は次のとおりである。

① 被扶養者

組合員がその家族等について、組合から給付その他の利便を受けるためには、組合から「被扶養者」として認定を受けなければならない。被扶養者としての要件は次のとおりである。

- | | | |
|---|----------------|----------------------|
| a | 配偶者（含内縁） | } 主として組合員の収入により生計を維持 |
| | 子、父母、祖父母、弟、妹、孫 | |
| b | 3親等内の親族 | |
| | c 内縁の配偶者の父母、子 | } 同一世帯 |

② 遺 族

被扶養者として認定されていた者のうち、配偶者（生計維持の条件を欠いていたため職員の死亡当時扶養親族として認定されていなかった配偶者を含む。）子、父母、孫及び祖父母のみ（状況に応じて若干の特例がある。）である。

③ 俸 給

共済組合法上の「俸給」とは、自衛官の場合、一切の手当等を含まない俸給表に定める本俸を指す。

「短期給付における俸給月額」とは、給付事由の生じた日の属する月の俸給をいい、その25分の1をもつて日額とする。

「長期給付における俸給月額」とは、給付事由の生じた日の属する月以前の3年間における掛金の標準となつた俸給総額を36で除したものとし、その12倍をもつて年額とし、30分の1をもつて日額とする。

④ 組合員期間

資格取得の日の属する月から資格喪失の日の前日の属する月までの年月数

注： 退職又は死亡した日の翌日から資格喪失

2 短期給付事業

短期給付とは、一時的な事故を対象とする保険で、一般における健康保険等に相当するものである。これには、以下に述べるように病気、負傷、出産死亡の際給付される「保健給付」と休業に伴う生活費の支給を主旨とする「休業給付」及び災害に会つた場合に見舞金として給付せられる「災害給付」がある。

(1) 保健給付

ア 療養の給付

組合員の公務外の傷病に対して診療、治療等の給付（いわゆる現物給付）を行なうものであり、われわれにとつて最もなじみの深いものである。ただし、自衛官の場合は、すべて国費によつており、したがつて掛金率もそれに相応して低いものとなつている。

イ 療養費

保険医以外にかかつた場合に現金で支給される。

ウ 家族療養費

被扶養者の傷病に要した費用の半額を給付する。

エ 出産費

女子組合員が出産した場合、俸給の1ヶ月分。

オ 配偶者出産費

俸給の半月分。内縁の妻も含まれる。

カ 育児手当金

2,400円

キ 埋葬料

公務外の原因により死亡した場合、俸給の1ヶ月分。

ク 家族埋葬料

被扶養者が死亡したとき俸給の半月分。
1割

(2) 災害給付

ア 弔慰金

組合員が天災地変等の災害で死亡したとき、公務、非公務を問わず俸給の1ヶ月分。

イ 家族弔慰金

被扶養者の場合は半月分
 $\frac{10}{100}$

ウ 災害見舞金

災害により組合員の住居又は家財の3分の1以上が滅失又は焼失した

HP『海軍砲術学校』公開資料

ときは、その状態に応じて俸給の半月分から3ヶ月分を支給。

(3) 休業給付

休業給付とは、組合員が欠勤したことにより俸給が支給されない場合にこれに代つて給付を行なうもので、次のような種類があるが、現行の給与法によれば、これらの事由が発生しても原則として給与は支給されることになつており、その具体例は限られた場合にしか見当たらない。

ア 傷病手当金

組合員が公務外の傷病により欠勤した場合6ヶ月間（結核の場合は3年間）俸給の80%（独身者入院の場合60%）を支給。

イ 出産手当金

女子組合員が出産のため休業した場合に80%を支給。ただし、法規上、女子職員の出産は有給休暇とされており、この事例が発生することは考えられない。

ウ 休業手当金

前述以外の理由で欠勤した場合に60%が支給されるものであるが、われわれにとつて有給休暇であるところの年次休暇あるいは特別休暇以外の休暇は考えられず、したがつて具体的な事実はまず発生しないと考えられる。

(4) 付加給付

以上に述べた各給付の額は法で定められているが、各組合の財政状態に応じてプラスαが認められている。これが付加給付であり、防衛庁共済組合においては次のようなものがある。

ア	家族療養費付加金 ……………	(家族療養費の組合員負担額－1,000円) × $\frac{7}{10}$ (500円未満不支給)
イ	結婚手当金……………	15,000円 24,000円
ウ	弔慰金付加金……………	50,000円 30,000円
エ	その他……………	略

3 長期給付事業

長期給付とは、長期的な事故を対象とする保険で、一般に給付が組合員の加入年数により著しく異なり、将来に向かつて給付額が増加するものである。これは、一般における厚生年金保険等に相当するものであり、組合員の退職後における生活安定を目的とする「退職給付」と負傷又は病気による廃疾に伴う生活安定を目的とする「廃疾給付」及び死亡後における遺族の生活安定を目的とする「遺族給付」がある。

又、これらの給付は、退職給付及び遺族給付にあつては、原則として組合員であつた期間により、廃疾給付にあつてはその廃疾の程度によつて、それぞれ年金給付と一時金給付に区分される。

長期給付は、生活安定を目的とするものであるから現金給付であり、生活の程度を維持させるという主旨から所得に応ずる給付がなされる。

これらの長期給付の種類、内容等の概要は次のとおりである。

(1) 退職給付

ア 退職年金

(ア) 受給資格

組合員期間20年(曹の場合15年)以上の者が退職したとき。

(イ) 支給額

基本額 俸給年額の $\frac{40}{100}$ (曹: 35%)

加算額 20年をこれる1年につき $\frac{1.5}{100}$

(曹: 15年をこれる1年につき $\frac{1.5}{100}$)
 ただし、26～30年の間は $\frac{1}{100}$

- (ウ) 最高額 $\frac{70}{100}$
- (エ) 最低額 $\frac{321,600}{\cancel{150,000}}$ 円
- (オ) 支給開始 55才から

イ 減額退職年金

退職年金の支給開始は原則として55才からであるが、特に希望する者に対しては55才に達する前に支給開始が認められる。それがこの減額退職年金であり、年令差1年につき4%減ぜられる。

ウ 通算退職年金

通算退職年金は、国民のすべてが年金による老後の生活保障を得られるという目的をもつて設けられた制度である。

すなわち、従来の公的年金制度においてはそれぞれの間につながりがなく、各個に年金を支給していたため、受給資格のない者が相当多く見受けられ、国民皆年金という政府の社会保障施策とはかけ離れたものとなっていた。このような不合理を解消するため公的年金相互間の通算を行なうこととされ、昭和36年にこの制度が設けられたものである。財源は退職一時金から控除される。

(ア) 受給資格

公的年金制度の適用を受けた期間が通算して20年(国民年金を含む場合は25年)以上になる者

(イ) 支給額

略

(ウ) 支給開始

60才

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

エ 退職一時金

(ア) 受給資格

退職の際に年金受給の資格を有しない者。

(イ) 支給額

俸給日額×組合員期間に応じた日数（注1）

一通算退職年金額（注2）×凍結率（注3）

（注1）：組合員期間に応じた日数

組合員期間	日数	組合員期間	日数
1年以上 2年未満	20	11年以上 12年未満	270
2	45	12	295
3	70	13	320
4	95	14	350
5	120	15	380
6	145	16	410
7	170	17	445
8	195	18	480
9	220	19	515
10	240		

（注2）：通算退職年金額

$$\left\{ 110,400 + (\text{俸給月額} \times 2.4) \right\} \times \frac{\text{在職月数}}{240}$$

HP『海軍砲術学校』公開資料

(注3)：凍結率

退職の日における年齢	凍結率	退職の日における年齢	凍結率
18才未満	0.91	48才以上 53才未満	5.65
18才以上 23才未満	1.13	53 58	7.38
23 28	1.48	58 63	8.92
28 33	1.94	63 68	7.81
33 38	2.53	68 73	6.44
38 43	3.31	73	4.97
43 48	4.32		

オ 返還一時金

(ア) 受給資格

通算退職年金の財源として退職一時金の一部を控除された者が、60才以上で退職するときで、なお、受給資格がない場合。

(イ) 支給額

控除据置となつている額に年5分5厘の複利計算による元利合計額

(2) 廃疾給付

廃疾給付とは、傷病のため退職するにいたつたとき、その廃疾の程度に応じて支給されるものである。廃疾の程度は国家公務員共済組合法に定められており、その別表第3に掲げられている1級～3級までに該当する場合は「廃疾年金」、別表第4に該当する場合は「廃疾一時金」となる。

ア 廃疾年金

級	公 務	非 公 務
1	$\frac{80}{100}$	$\frac{50}{100}$
2	$\frac{60}{100}$	$\frac{40}{100}$
3	$\frac{40}{100}$	$\frac{30}{100}$

注：国家公務員災害補償法による障害補償を受けた者は、30～10%減額される。

イ 廃疾一時金

俸給月額の12ヶ月分

退職一時金が併給される。

(3) 遺族給付

組合員が傷病により死亡した場合にその遺族に対して支給されるもので組合員期間によつて年金と一時金に区分される。支給額は公務と非公務で異なるが、公務の場合は退職年金とほぼ同様の計算を行ない、又、非公務の場合は当然これより少額である。

4 福祉事業

福祉事業とは、各組合がそれぞれの特性に合わせて任意に行なう事業で、防衛庁共済組合の場合、次のようなものがある。

(1) 保 健……………営内環境の整備、レクリエーション活動等

(2) 医 療……………防衛庁共済組合本部診療所の運営

(3) 宿 泊……………宿 泊 施 設 市ヶ谷会館はじめ43ヶ所
保 養 “ 湯河原、伊東、登別、軽井沢
青 年 隊 員 の 家 蔵王、ニセコ、皆生
学 生 寮 東京
独 身 寮 横須賀

(4) 住 宅……………共済組合住宅の建設、管理

(5) 貯 金……………普通貯金 日歩1銭3厘8毛(年5分4毛)
(銀行 2分2厘5毛、郵便局 3分6厘)
定額積立貯金 年7分
定期貯金 年7分5厘(銀行、郵便局 5分7厘5毛)

(6) 物 資……………直営売店を設ける等により生活必需物資を供給

HP『海軍砲術学校』公開資料

(7) 貸付

種類	貸付限度	貸付対象	返済期間	連帯保証人
普通貸付	基準限度額の3倍 (最低7万円)	出産、生活必需物資 購入、その他	30ヶ月 (1回1000円以上)	組合員1人
越冬貸付	寒冷地手当等支給 法による支給額	石炭等購入	寒冷地手当の支給期 間	同上
災害 葬祭貸付	基準限度額の3倍 (最低15万円)	天災、地震、盗難等 被扶養者の死亡	50ヶ月 (1回1000円以上)	同上
外国旅行貸付	10万円(幹部) 8万円(その他)	外国出張	10ヶ月	同上
	7万円	外国駐在		
育英貸付	大学 40 ⁴⁰ 万円 高校 30 ³⁰ 万円 高専 15 ¹⁵ 万円	入学又は在学の学資	60ヶ月 (1回2000円以上)	同上
結婚貸付	30 20 万円	結婚(6ヶ月以内)	60ヶ月 (1回2000円以上)	同上
医療貸付	基準限度額の3倍 (15万円未満は 15万円)	医療費	50ヶ月 (1回1000円以上)	同上
住宅貸付	30万円以下	住宅の新築、購入、 宅地の購入	120ヶ月 (1回2000円以上)	組合員
	30万~100万円		200ヶ月 (1回2500円以上)	2人以上
	100万円以上 最高400万円 でかつ退職手当額内		360ヶ月 (1回5000円以上)	組合員 3人以上
	100万円	増(改)築、修繕、 地上権の取得	120ヶ月 (1回2000円以上)	組合員 2人以上

注1 「基準限度額」=俸給月額+調整手当+営外手当+扶養手当

2 貸付利率 月5厘

3 退職手当の範囲を越えて貸付できる額(新築等の場合.....100万円まで
増築等の場合.....70万円まで)

4 新築の場合(70~150万円は抵当権の設定又は公正証書の作成を要す。
150万円を超える場合は抵当権の設定を要す。)

HP『海軍砲術学校』公開資料

Ⅲ 退職手当

退職手当とは、国家公務員等の退職に際して、その勤続期間に応じて支給されるものであり、いわゆる勤続報償的性格を有するものである。

支給額は、退職の理由及び勤続年数によつてそれぞれ異なるが、これを一表にまとめると次のとおりとなる。

勤続 年数	自 都	已 合	私 病	傷 死	定 年	公務傷 病 死	勤続 年数	自 都	已 合	私 病	傷 死	定 年	公務傷 病 死
1	0.5			1		3.6	19			19.9			29.85
2	1.2			2		4.5	20	21.0				26.25	31.5
3	1.8			3		5.4	21	22.2				27.75	33.3
4	2.4			4		6.0	22	23.4				29.25	35.1
5	3.0			5		7.5	23	24.6				30.75	36.9
6	4.5			6		9.0	24	25.8				32.25	38.7
7	5.25			7		10.5	25	28.375				40.5	40.5
8	6.0			8		12.0	26	30.95				42.3	42.3
9	6.75			9		13.5	27	33.525				44.1	44.1
10	7.5			10		15.0	28	36.1				45.9	45.9
11						16.65	29	38.675				47.7	47.7
12						18.3	30	41.25				49.5	49.5
13						19.95	31	42.625				51.15	51.15
14						21.6	32	44.0				52.8	52.8
15						23.25	33	45.375				54.45	54.45
16						24.9	34	46.75				56.1	56.1
17						26.55	35	48.125				57.75	57.75
18						28.2	36	49.5				59.4	59.4

なお、本表は一般の国家公務員に対するものであつて、自衛官の場合には次のような特例がある。

HP『海軍砲術学校』公開資料

① 任期制隊員の退職手当

- a 俸給日額（退職時の本俸の $\frac{1}{30}$ ）の100日分（2年制）
 " " の150日分（3年制）
- b 3回以上の継続任用者 25%減

② 定年に達した自衛官に対する特例

勤続 年数	1尉～3佐	1曹～3曹
15	—	19.375
16	—	20.75
17	—	22.125
18	23.50	
19	24.875	

③ 防衛大学校学生としての在学期間は勤続期間から除外される。

ただし、正規の課程を修了し、引続き自衛官に任用された場合に限り、
 在学期間の $\frac{1}{2}$ を通算する。

Ⅳ 公務災害補償

1 公務災害補償の意義

公務災害補償とは、公務員が職務に起因して、又は職務と相当因果関係をもつて発生した負傷、疾病、廃疾又は死亡という身体上の災害について、国がその災害の発生について当人みずからの過失があつたと否とにかかわらず、当該公務員について生じた損害を補てんする制度をいうものである。

すなわち、その災害補償についての考え方は、当人の過失の有無を考慮しないいわゆる「無過失賠償責任主義」に立脚したものであり、民法の根本理念たる「過失賠償責任主義（加害者であつてもその加害的行為について故意又は過失のなかつた場合には損害賠償の責任がない。）」とは根本的に相違するものである。

しかしながら、それは職場あるいは拘束時間中に起きた被用者のすべての災害を無条件で補償するものではなく、身体的損害のみを対象とし物質的あるいは精神的な損害に対する補てんは行なわず、又、少なくとも災害が公務に起因し、又はこれと相当因果関係をもつて発生した場合に限り、しかもそれが被用者の単なる過失でなく故意又は重大な過失によつて起きた場合には対象外又は一定の範囲で免責される。

2 公務災害の認定基準

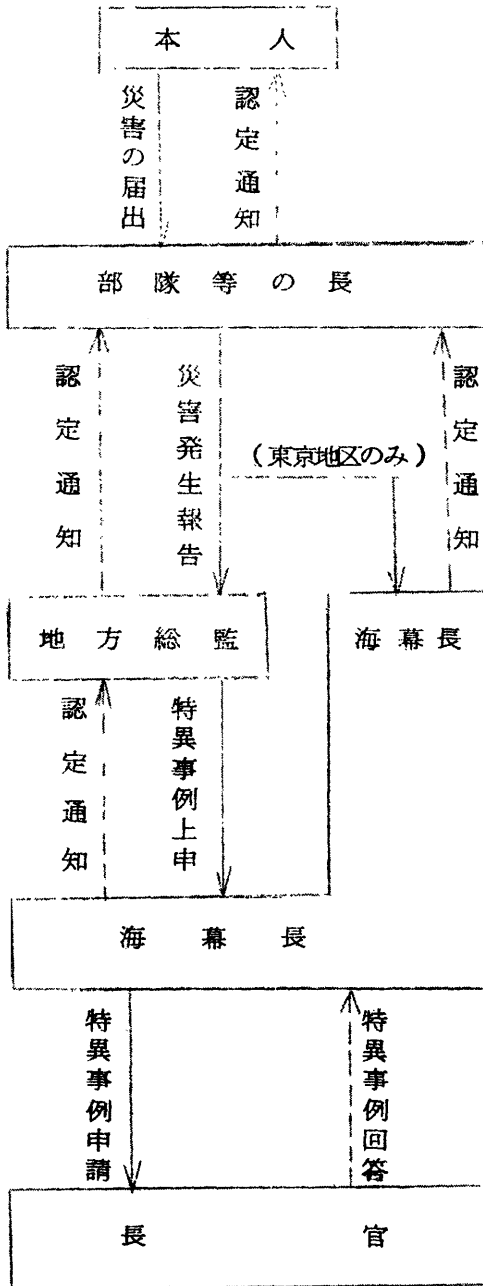
公務災害補償に関して最も問題となるのは、その災害が公務によるものであるかどうかを決定するということである。これの最終的な認定権は、海幕長又は地方総監にあるが、部隊等の長の申請の段階においても一応の判定基準は必要であり、しかも全般的にみて不公平のないようにしなければならない。このため、その認定基準に関して次のような文書が出されている。

HP『海軍砲術学校』公開資料

- (1) 公務上の災害の認定基準について（S32 次発人厚33号）
- (2) 公務上の災害の認定基準に関する通知（S32 海幕総厚142号）
- (3) 運動競技による災害の公務認定基準の解釈及び運用方針に関する通達
（S36 海幕厚6247号）
- (4) 通勤途上において職員が受けた公務上の災害の取扱いについて
（S43 防人3第1019号）
- (5) レクリエーション行事参加者の災害認定について（S41 海幕厚3419号）
- (6) 自衛隊体育学校等の部外における運動競技会等に参加中の災害の公務の
認定基準の解釈及び運用に関する通達（S37 海幕厚4422号）
- (7) 公務災害の認定をうける部外運動競技の範囲等に関する通達
（S37 海幕教1第2171号）
- (8) 遠洋練習航海中に部外者との運動競技により発生した災害に関する公務
上外の認定の取り扱いについて（S40 海幕厚3575号）
- (9) 操縦学生後期基礎課程学生の訓練時間外において実施する体育による災
害の公務認定に関する回答（S37 海幕厚2372号）
- (10) 特異な事情による災害の認定に関する通知（S36 海幕総厚15号）
- (11) 特異な事情による災害の認定について（S36 人発調29号）

3 公務災害認定手続

(1) 手続きの要領



(2) 災害発生報告書

部隊等の長は、隊員より災害の届出があり、調査の結果それが認定基準等から判断して公務災害であると考えられる場合には、すみやかに災害発生報告書に次表に掲げる書類を添付して幕僚長又は地方総監に提出しなければならない。

書 類	証 明 者 等
現 認 証 明 書	現場にいた者
事 実 証 明 書 (現認証明書が得られぬ場合)	災害発生の際、現に服していた 業務の指揮官又は同僚
事 実 申 立 書	災害を受けた隊員
診 断 書	医師又は歯科医師
意 見 書 (診断書が部外の医師又は歯 科医師の診断に係る場合)	部内の医師又は歯科医師
健 康 管 理 記 録 の 写	身体歴保管者
公 務 災 害 と 認 め る 理 由 書 その他公務災害の認定に必要な 資料	部隊等の長等

注：提出部数 本 1部 写 2部

(3) 災害発生報告書作成例

ア 公務災害発生報告書

候校総第 42 号

47.2.18

呉地方総監 殿

海上自衛隊幹部候補生学校長 閣

公務災害発生報告書

災害を受けた隊員	所 属	海上自衛隊幹部候補生学校付 第 23 期一般幹部候補生課程学生
	官 職	1等海曹
	氏 名	海野太郎 昭和 23 年 10 月 16 日生
	担当業務及 び作業内容	武道競技(柔道)実施中
災 害 の 内 容	発 生 日 時	昭和 47 年 1 月 29 日 1540 時
	発生の場所	海上自衛隊第 1 術科学校武道場
	初診月日及 び医療機関	昭和 47 年 1 月 29 日 海上自衛隊江田島地区病院
	傷 病 名	診断書のとおり
	当日の天候 及び現場の 状 況	晴、現場の状況良好
家 族 の 状 況	父 母 姉 2 人	
補償を受ける者	本 籍	鹿児島県鹿児島市薬師町 830
	現 住 所	広島県安芸郡江田島町 海上自衛隊幹部候補生学校
	氏 名	海 野 太 郎

イ 現認証明書

現 認 証 明 書

- 1 災害を受けた隊員の所属、官職及び氏名

海上自衛隊幹部候補生学校付

第23期一般幹部候補生課程学生

1等海曹 海 野 太 郎

- 2 災害発生の年月日時

昭和47年1月29日(木) 1540

- 3 災害発生の場所

海上自衛隊第1術科学校 武道場

- 4 災害発生の状況とその原因

上記の者は、候校般命第5号(47.1.16)に基づく武道競技(柔道)に参加し、次の状況で負傷した。

1300から1330まで準備運動を実施、1340から競技が開始され、本人は予選リーグを勝ち進んで1520から開始された決勝トーナメントに出場した。

決勝トーナメントにおける第11分隊山野 候補生との試合において、同候補生のかけた左大外巻き込みでほとんど同体となつて左肩から転倒、その直後に審判員に左肩の激痛を訴えたため、試合は中止され体育科長教官 防衛庁教官岡本忠良の指示により海上自衛隊江田島地区病院へ受診に行つた。

上記の事実を現認したことを証明する。

昭和47年1月29日

海上自衛隊幹部候補生学校

学校教官兼第16分隊長 山 本 五十六 印

ウ 事実申立書

事 実 申 立 書

1 所属、官職、氏名、生年月日

海上自衛隊幹部候補生学校付

第23期一般幹部候補生課程学生

1等海曹 海野太郎

昭和23年10月16日生

2 災害発生の年月日時

昭和47年1月29日(木) 1540

3 災害発生の場所

海上自衛隊第1術科学校 武道場

4 災害発生の状況とその原因

わたくしは、候校般命第5号(47.1.16)に基づく武道競技(柔道)実施中、次の状況で負傷しました。

1300から約20分間準備運動をした後1340から競技が開始されました。

わたくしは、予選リーグを勝ち進んで1520から始まった決勝トーナメントに出場することになりました。決勝トーナメントにおいて第11分隊山野候補生と対戦中、左大外巻き込みをかけられ、ほとんど同体となつて倒れ、その直後、左肩に激痛を感じましたので、審判員に申し出ました。試合は中止され、体育科長教官防衛庁教官岡本忠良の指示により、江田島地区病院で受診しました。

5 受傷前の健康状況

当日の健康状況は正常であり、武道競技(柔道)に対する意欲はおうせいでありました。

上記のとおり事実を申し立てます。

昭和47年1月29日

受 傷 者
1等海曹 海野太郎

エ 公務上の災害と認める理由書

公務上の災害と認める理由書

災害を受けた隊員の所属

海上自衛隊幹部候補生学校付

第23期一般幹部候補生課程学生

官 職 1等海曹

氏 名 海 野 太 郎

1 災害の調査概要

災害の状況を現認者及び本人から聴取したが、現認証明書及び事実申立書のとおり相違ない。

2 災害発生に対する所見

- (1) 候校般命第5号(47.1.16)に基づく武道競技(柔道)中の災害である。
- (2) 当日の本人の健康状況は正常であり、競技に対する意欲はきわめておうせいであつた。
- (3) 競技は競技委員長(教育部長)の監督のもとに十分な準備体操とけいこの後実施されており、故意又は過失は認められず、不可避的に起つたものである。

上記の理由により公務上の災害と認める。

昭和47年2月18日

海上自衛隊幹部候補生学校長

海 将 山 本 権 兵 衛 匳

オ 健康管理記録の写

病 歴 記 録 表

№ 12

氏名 海 野 太 郎

特記すべき既応歴なし。

昭和47年2月5日

海上自衛隊第1術科学校衛生課

衛生係長 2等海尉 河 野 広

カ 診 断 書

診 断 書

所 属 海上自衛隊幹部候補生学校付
第23期一般幹部候補生課程学生
官 職 1等海曹
氏 名 海 野 太 郎
認識番号 ME 77-12345

- 1 傷 病 名 左鎖骨骨折
- 2 負傷年月日 昭和47年1月29日
- 3 初診年月日 昭和47年1月29日
- 4 原 因 現認証明書のとおり
- 5 現 症

左鎖骨遠心端より約3cmの部に自発痛及び圧痛高度で同上技の運動に制限あり。レントゲン像で同部の骨折を認める。

- 6 経過処置
転位少なく包帯固定とし現在療養中である。
- 7 予後に対する見込
全治に約6週間を要する重大な後遺症はない見込みである。

上記のとおり診断する。

昭和47年2月12日

所 属 海上自衛隊江田島地区病院
1等海佐 医師 北 昌 富士雄^印

キ その他公務災害の認定に必要な資料

般命、日命、写真等を必要に応じて添付する。

ク 報告書類遅延理由書

公務災害発生報告書は、すみやかに提出しなければならないが、その性質上特に期限は設けられていない。しかしながら、各地方総監部等においては、事務処理の都合上一応の基準を設けており、これに遅れた場合には遅延理由書を提出することとなっている場合が多い。この理由書には特に定められた形式はないが、一例を掲げれば次のとおりである。

報告書類遅延理由書

被災者の

官 職 1等海曹

氏 名 海 野 太 郎

上記の者にかかる公務災害発生報告書の提出は、次により遅延したものである。

本災害は昭和47年1月19日に発生したものであるが、医官の指示により病状を観察していたため遅延したものである。

昭和47年2月18日

海上自衛隊幹部候補生学校

学校教官兼第16分隊長

1等海尉 山 本 五十六 ㊟

4 補 償

公務災害の認定を受けた者に対しては、補償が行なわれるが、その概要は次のとおりである。

(1) 療養補償

必要な療養をさせる。

(2) 休業補償

勤務することができない場合で給与を受けないときに支給されるものであるが、給与法により公務の場合は給与を全額支給されるのであまり意味がない。

(3) 障害補償

身体障害が残った場合に、その障害の程度により1級から14級まで区分され、1級から7級までには280日～117日分の年金を、8級から14級までには450日～50日分の一時金が支給される。なお、これらの障害状況にあるときは共済組合法上の廃疾年金の対象ともなることが多いが、この場合、若干の調整を受けたりえて廃疾年金をも受けることができる。

(4) 遺族補償

遺族に対する補償であり年額の約4分の1（海上員の場合150日分）程度の年金か又は状況によつて400日分以上の一時金が支給される。

(5) 葬祭補償

葬祭の費用として実際に葬式を行なつた者に対して60日分支給。

(6) 補装具の支給

身体障害が残った場合には義肢、義眼、補聴器等の補装具の支給を海幕長又は地方総監に申請することができる。